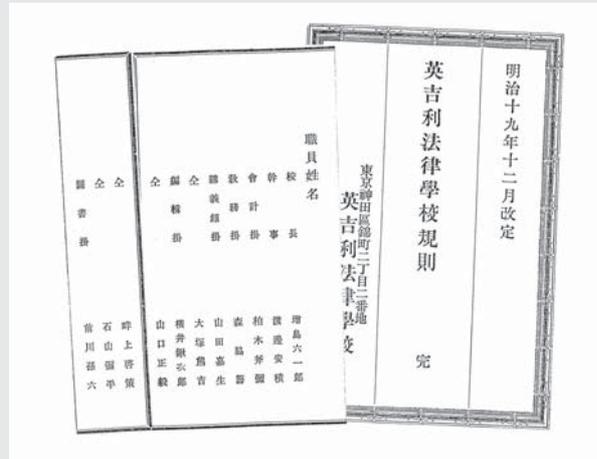


草創期の職員



1885（明治18）年7月の英吉利法律学校設置願には、「経費収入支出」中に職員の俸給として、幹事1人分360円、書記2人分360円、小使2人分120円の記載がある。このうち幹事については、創立者のうち渋谷慥爾や渡辺安積が就任し、校務万般の処理にあたったことが知られているが、書記や小使については不明である。

翌86年9月の事務章程では、校長（校務を総理）、幹事（事務員の指揮）のもとに、会計掛（金銭出納に関する一切の事務）1人、教務掛（学生の勤惰、教務上の対応、校外生の進退、その他）1人、講義録掛（講義録の発送、譲渡）2人、編輯掛（講師の講義を筆記、講義録編輯、出版）6人、図書掛（図書の出納、帳簿保管）1人、校丁（校舎の清掃他）を置くことになっていた。校長は名誉職で、他の職員には給金が与えられた。

勤務時間は午後1時から6時まで（図書掛は閲覧室開室30分前から閉室30分後）であった。また午前7時から午後7時までの当直、午後7時から翌朝7時までの宿直を置き、当番中は事務所一切の事務を代弁すると定められていた。

翌87年4月時点で校内生631人、校外生1,107人、合計1,738人の学生を抱える同校の事務を、この職員数で分担するのはさぞたいへんなことではなかったろうか。